

第4章 ごみの減量対策

1 一般廃棄物の減量対策

近年、地球規模の保全や資源の有効利用の観点から、ごみの発生量自体を抑制し、また再利用を進めていくなど、ごみの減量化やリサイクルの取り組みが極めて重要な課題となっている。

本市においても、ごみの減量化やリサイクルの推進にむけた各種の取り組みを行っている。

◎ 大阪市廃棄物減量等推進審議会

ごみの減量対策をはじめとして、広くごみ問題全般を審議するため、平成7年8月に学識経験者、市民及び事業者代表などの委員により構成された「大阪市廃棄物減量等推進審議会」を設置した。

同審議会では、これまで市長の諮問を受け、次のような答申を行っている。

◆ 「大阪市のごみ減量施策のあり方について」

平成9年6月に、『地球環境の保全・資源の保護という観点から、廃棄物の発生に関わる市民や事業者自身が、問題の深刻さを自覚し、主体的にライフスタイルや事業活動を見直し変えていく取り組みが必要であり、行政はつぎのようなことを踏まえて取り組むべきだ』とする内容の答申を行った。

《廃棄物の減量化推進施策策定の基本となる考え方》

- ・市民や事業者の主体的なごみ減量推進の取り組みが重要であること。
- ・行政は、市民や事業者の主体性の重要性を十分理解したうえで、市民や事業者の取り組みの推進策、支援策を積極的に実施していくべきであること。
- ・市民、事業者、行政が各々の間で新たなパートナーシップを持ってごみの減量化に取り組むことが重要であること。
- ・そういったことが円滑に進められる社会システムの構築についても求められていること。
- ・廃棄物減量化推進の情報が公開され共有化されること。
- ・大阪市も事業者、消費者として廃棄物減量化を率先して推進すること。

◆ 「大阪市の散乱ごみ対策を中心としたまちの美化施策のあり方について」

平成11年6月に、『市民や事業者がまちの美化や散乱ごみ問題を自分達の問題として考え行動することなしには、まちの散乱ごみ問題の根本的な解決はあり得ない。それぞれが主体的に行動していくとともに、市民、事業者、行政がパートナーシップで協力していく必要があり、行政はつぎのようなことを踏まえて取り組むべきだ』とする内容の答申を行った。

《散乱ごみ対策を策定するにあたって基本となる考え方》

- ・散乱ごみ対策は景観向上の取組みとして、町並みや屋外広告物、緑化、駐車・駐輪対

策などと相互に関連付けて検討すべきであること。

- ・散乱ごみ発生に関わる事業者は、独自で回収容器の設置や清掃活動を行ったり、顧客への啓発や市民の活動をサポートするなど積極的な役割を果たすべきであること。
- ・行政は市民、事業者との連携を図りながら美化推進対策を実施し、取組みに関する情報開示にも努めるべきであること。
- ・散乱ごみ問題は教育問題、環境問題など様々な問題を包含していることから総合的な対策を実施し、先進的、創造的な試みが導入できるよう検討すべきであること。

◆「一般廃棄物収集運搬業者が搬入するごみの処理手数料のあり方について」

平成13年12月に次のような内容の答申を行った。

- ・許可業者搬入手数料は、同業者以外の者が搬入する処理手数料（以下「一般搬入手数料」という。）より減額されているが、事業系廃棄物の減量・リサイクルを進めるため、この減額措置については原則的に廃止すべきであること。
- ・しかし、零細な許可業者や排出事業者に配慮して、長期にならない範囲で段階的に廃止すべきであること。
- ・また、一般搬入手数料の設定にあたっては、適正な廃棄物処理に必要な処理原価を基本としなければならないこと。
- ・減額措置を廃止し、事業系廃棄物の減量・リサイクルを進めるためには、許可業者、排出事業者、大阪市、市民それぞれが役割と責任を担うことが重要であること。

◆「ごみ減量推進のための具体的取組について」

平成14年8月に「市民・事業者・行政のごみ減量行動計画（ごみ減量アクションプラン）」として、市民の行動メニュー、事業者の行動メニュー、行政（大阪市）の行動メニューを示す内容の答申を行った。

《ごみ減量アクションプランの提言にあたって考慮された内容》

- ・市民・事業者の自主的なごみ減量への取組が大切なこと。
- ・行政（大阪市）は、率先してごみ減量に取り組むとともに、施策の実施にあたっては、市民・事業者の自主的な取組を推進するような方策を考えること。

◆「一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について」

市民意識調査等を実施するとともに、基本計画の改定にあたっての本市の基本的な姿勢等について審議を行い、平成17年8月に次のような内容の答申を行った。

《一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方の内容》

- ・「2R（発生抑制・再使用）＝上方（かみがた）」の取組を優先課題として、積極的に取り組むこと。
- ・市民1人1日あたり、事務所1ヵ所1日あたり減量目標値といった、分かりやすい数値目標を明確にすること。

- ・双方向で意見や情報が交換できる場（タウンミーティング等）を設定するなどの手法を活用して、市民意識や意見を把握すること。
- ・既存の環境関連施設を最大限活用することや、ソフト面での充実、ライフステージに対応した教育を検討すること。
- ・粗大ごみの有料化を実施する際には、導入の必要性を市民に十分に説明し、市民への還元策や市民サービスの向上、不法投棄対策に取り組むこと。
- ・分別排出等を促進するため、「透明袋」の導入について検討すること。

◎ 資源ごみ分別収集

空き缶、空きびん、金属製の食生活用品を対象品目とする資源ごみの分別収集については、平成4年10月から市内一部地域（北区・都島区・旭区の3区）において、2年間のテスト事業を行い、平成6年10月から、市内全域（南港ポートタウンを除く）で実施し、さらに平成9年10月からはペットボトルについても対象品目に加えた。平成17年4月からは、収集制度を週1回に変更し、市内全域で実施している。

また、平成19年4月からは、最大の辺、又は径が30cm以下、棒状のものは1m以下の金属製の生活用品についても収集対象品目として追加した。

1. 対象品目

家庭から出される「空き缶・空きびん・ペットボトル・金属製の生活用品」

2. 実施地域

市内全域

3. 収集頻度

週1回

4. 排出方法

空き缶等はまとめて中身の見えるごみ袋に入れて排出（平成20年1月から）

5. 資源ごみの処理

収集した資源ごみは、本市の鶴見リサイクル選別センターと民間の処理施設で選別加工を行い指定法人及び再商品化事業者引き渡している。

※ 鶴見リサイクル選別センターの概要

所在地：鶴見区焼野2-11-5（鶴見工場敷地内）

処理能力：15t／日（5h／日）

竣工年月：平成5年10月

施設規模：鉄骨造2階 延床面積：1,155.687㎡

◎ 容器包装プラスチック分別収集

平成13年10月から4行政区（福島区・此花区・住之江区・住吉区）において、容器包装プラスチックの分別収集のテストを開始し、平成15年10月から実施区を西区・港区・大正区・西淀川区・旭区・城東区・鶴見区に拡大した。平成17年4月からは、市内全域で実施している。

1. 対象品目

家庭から出される「ペットボトルを除くプラスチック製容器包装廃棄物」

2. 実施地域

市内全域

3. 収集頻度

週1回

4. 排出方法

容器包装プラスチックはまとめて中身の見えるごみ袋に入れて排出（平成20年1月から）

5. 容器包装プラスチックの処理

収集した容器包装プラスチックは、民間の選別施設で異物除去等を行い、圧縮梱包のうえ指定法人へ引き渡している。

◎ 電話申し込みによる粗大ごみ収集

電話申し込みによる粗大ごみ収集については、平成9年10月から西区、港区、大正区の3区でテストを開始し、粗大ごみの減量化や適正処理、さらにはまちの美化促進に効果が得られたため、平成11年10月より実施地域を順次拡大し、平成12年10月から市内全域に拡大した。

さらに、行政サービスの公平性を確保すること及びごみの減量化を推進するといった観点から、平成18年10月から有料化を実施している。

1. 実施経過

- ・平成 9年10月～：西区、港区、大正区
- ・平成11年10月～：中央区、天王寺区、浪速区、阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区、西成区
- ・平成12年10月～：北区、都島区、福島区、此花区、西淀川区、淀川区、東淀川区、東成区、生野区、旭区、城東区、鶴見区
- ・平成18年10月～：有料化を実施

2. 実施方法

(1) 申し込み方法

- ① 粗大ごみを出す場合には、粗大ごみ収集受付センターに電話で申し込みを行う。

フリーダイヤル 0120-79-0053（通話料無料）

携帯電話からの申し込み先 06-6377-5750（通話料有料）

○受付日 月曜日～土曜日（祝日も受付）

午前9時～午後5時

ただし、12月29日～1月3日の間の受付は休み

- ② 申し込み者は、住所、氏名、電話番号（連絡先）、粗大ごみの品目を伝える。

- ③ 粗大ごみ収集受付センターでは、申し込み者へ収集日など必要事項をお知らせする。

※ 聴覚障害等のある方は、ファクシミリかはがきによる申し込みができる。

(2) 粗大ごみの出し方

- ① 申し込み者は、品目に応じた「粗大ごみ処理手数料券」を取扱店や環境事業センターで購入する。
- ② 手数料券に受付番号又は氏名を記入して、品目ごとに貼り付けて家の前に出す。

◎ **紙パック、使用済み乾電池、蛍光灯管・水銀体温計、マタニティウェア・ベビー服・子ども服の受付回収**

平成3年10月から、紙パックの受付回収を実施している。容器包装リサイクル法で分別収集の対象として指定された品目のうち、紙パックについては一定の品質管理が必要なことから、回収拠点に受付窓口を設置し市民が持ち込む方式（拠点回収方式）により回収している。（表-18参照）

また、平成13年10月から一般家庭から排出される使用済み乾電池、蛍光灯管及び水銀体温計についても受付回収を行い、これらに含まれる金属類の適正処理及び資源の有効活用を図っている。

平成17年4月からは、使用期間が限定されている衣類のリユース（再使用）促進のため、再使用可能なマタニティウェア・ベビー服・子ども服についても回収を行っている。

◎ **マタニティウェア・ベビー服・子ども服の展示提供**

平成17年6月から、受付回収したマタニティウェア等を環境局施設で展示し、市民に無償で提供している。

◇展示場所：環境事業センター（毎月第3土曜日、市民啓発コーナーにて展示）
リサイクルプラザ赤川・塩草（常設）

表-18 回収拠点一覧表

| 回収拠点 | 受付日 | 受付時間 | 回収品目 |
|--------------------|------------------------------|--------------------|---------------------------------|
| 環境事業センター (11カ所) | 週2回の指定曜日 | 9時30分～正午 1時～4時 | 紙パック 乾電池・蛍光灯管等 マタニティウェア等※ |
| 巡回受付所 (13カ所) | 週1～2回の指定曜日 | 10時～正午 1時～4時 | 紙パック 乾電池・蛍光灯管等 マタニティウェア等 |
| リサイクルプラザ 赤川 | 週2回の指定曜日 | 10時～正午 1時～4時30分 | 紙パック 乾電池・蛍光灯管等 マタニティウェア等 |
| リサイクルプラザ 塩草 | 開館日 | 10時～正午 1時～4時30分 | マタニティウェア等 |
| 区役所 (24カ所) | 週1回の指定曜日 | 10時～4時 | 紙パック 乾電池・蛍光灯管等 マタニティウェア等 |
| 公共施設等 (300カ所) | 各施設により異なる (紙パック回収容器の設置のみ) | | 紙パック |

※中部環境事業センター出張所では、紙パックと乾電池・蛍光灯管等のみ回収。

◎ 大規模な事業用建物の所有者等への減量推進・適正処理指導

平成5年4月に「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境保持に関する条例」を改正し、多量の事業系ごみを排出する建物（以下特定建築物）の所有者等に対し、「事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」の提出並びに廃棄物管理責任者の選任を義務付け、ごみの発生抑制や再使用・再生利用によるごみの減量推進並びに適正処理に関する指導を実施している。

特定建築物については、実施当初「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（通称：ビル管理法）第2条に定める事業用途に供する部分の延床面積が3,000平方メートル以上の建物（学校教育法に規定する学校については、8,000平方メートル以上）を対象とし、事務所・店舗・劇場・百貨店・図書館・美術館・博物館・遊技場・旅館・ホテル・各種学校などを対象とした。

その後、事務所については対象範囲を延床面積2,000平方メートル以上を対象とし、「大規模小売店舗立地法」第2条第2項に規定する大規模小売店舗を対象とするなど順次特定建築物としての対象拡大を図り、平成15年度からは新たに、製造工場、倉庫の用途に供される部分の延床面積が3,000平方メートル以上の建物を対象とした。

また、平成19年度には事務所については、対象範囲を延床面積1,000平方メートル以上へと対象を拡大した。

各特定建築物の取組状況については、提出された計画書に基づき、環境事業センター職員による立入検査を概ね年1回実施することにより、実施状況の把握を行うとともに、必要な助言・指導を行っている。

なお、平成11年度から減量推進並びに適正処理への取組が優良な特定建築物の所有

者等に対しての表彰を開始し、前年度の取組状況に基づき、ごみ減量優良標を贈呈するとともに、優良な取組が一定期間継続している事業所に対して、平成15年度に初の局長表彰を実施した。今後、特に取組が優秀な特定建築物については市長表彰を予定している。

| | |
|-------------|-----------|
| 指 導 対 象 件 数 | 2,436 件 |
| 発 生 数 | 399,995 t |
| 資 源 化 量 | 162,325 t |
| 資 源 化 率 | 40.6% |

(平成18年度実績)

◎ 大阪環境産業振興センター（おおさかATCグリーンエコプラザ）

最新の環境ビジネスを紹介し、都市環境や地球環境の保全の視点から循環型社会づくりに向けた環境問題の情報を発信・交換する場を提供することにより、環境ビジネスを通して環境問題の解決に貢献するため、平成12年6月に「大阪環境産業振興センター（おおさかATCグリーンエコプラザ）」を開設した。

なお、本施設については、経済局・環境局の2局とアジア太平洋トレードセンター（ATC）が共同で事業を実施している。

施設の主な内容

- ・循環型社会形成ビジネスゾーン（ごみの減量・リサイクル等の技術の紹介）
3R促進啓発・事例展示コーナー
〔リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）〕の事例展示など
- ・エコビジネス支援ゾーン（中小企業を中心とした事例・展示）
- ・エネルギーゾーン（新エネルギー、省エネルギーに特化した環境ビジネスの紹介）
- ・環境・CSR経営ゾーン（先進的な環境製品等の紹介）
- ・環境・CSR報告書ゾーン（環境ビジネスに関する資料・出版物の展示、エコマーク商品展示や認定基準の紹介）
- ・コミュニケーションゾーン（セミナー・企画展などの開催）

◎ ごみ減量・リサイクルの啓発施設における啓発事業

環境問題としてのごみ問題に関する認識を深めるとともにごみ減量・リサイクルの行動を促進するため、ごみ減量、リサイクル普及啓発施設として平成8年5月に「リサイクルプラザ赤川」を、平成10年7月に「リサイクルプラザ塩草」を開設し、次の事業を実施している。

◇ 主な事業内容

- 1 家庭で不用になった再利用が可能な家具の展示・提供・自転車を簡易な補修し再生・展示・提供（リサイクルプラザ塩草では展示・提供のみ）を実施している。

※提供については有償

- 2 楽しみながらリサイクルを体験できるリサイクル教室の開催
- 3 各種のごみ減量・リサイクル情報などの提供
- 4 紙パック等の受付業務（リサイクルプラザ赤川）
- 5 衣類と本のリサイクルコーナーの運営（リサイクルプラザ塩草）
- 6 衣類展示コーナーの運営（リサイクルプラザ赤川）

◎ ごみ減量キャンペーン

ごみの増加を抑制するためには、排出者である市民・企業の協力が不可欠であることから、平成2年度からごみ減量キャンペーンを展開している。

キャンペーンでは、本市のごみ処理の実情に対する認識を深めてもらい、市民・企業・行政が共にごみの減量やリサイクルに積極的に取り組む機運を盛り上げるため、各種イベントへの参加やポスターの掲出等により啓発に努めている。

平成18年度のカンパーンの概要はつぎのとおり。

- 1 区民まつりの会場におけるごみ減量啓発の実施
- 2 大都市減量化・資源化共同キャンペーンポスターの掲出
- 3 廃棄物問題講座の開催

◎ 環境事業センターにおける地域に即した減量等の取り組み事業

市民・事業者の主体的な廃棄物減量・リサイクルの取り組みを充実させるためには、日頃から地域に密着した廃棄物行政の拠点として市民・事業者に接する機会の多い「環境事業センター」が、地域の特性に応じた各種の働きかけを平成10年度から行っている。

おもな事業の概要はつぎのとおり。

- 1 区役所等と連携した啓発
 - ・各種イベントにおけるリサイクルコーナー・パネル展示等の出店
 - ・食材を無駄にせずを使いきることをテーマとする料理教室
- 2 地域・事業者等に向けた啓発
 - ・地域での講習会
 - ・学校へのごみ収集車の派遣
 - ・市民啓発コーナーにおける情報提供、マタニティウェア等の展示・提供（毎月第3土曜日）

◎ 廃棄物減量等推進員と連携したごみ減量・リサイクルの推進事業

地域に密着して市民の自主的なごみ減量行動を促進するため、平成15年10月に、「大阪市廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー）」を創設した。ごみゼロリーダーは、地域でのリーダーとして、本市と連携・協働して、平成14年12月に策定した「ごみ減量アクションプラン」の普及啓発、資源集団回収活動やガレージセールなど3R活動の促進、分別収集への排出協力等の啓発など、ごみ減量に向けた地域での取り組

みの推進を図る。

◎ 資源集団回収団体に対する支援制度

市民が自主的に取り組む資源の集団回収活動を支援するため、平成11年度から市民団体を対象として資源集団回収団体の登録制度を設け、活動継続への意欲を高めるための「奨励品等」の支給を行うとともに、ごみ減量活動に努力いただいている行為に対する謝意として「報奨金」の支給を行っている。

また、ごみの減量、リサイクルに対するさらなる意識の高揚と活動の活性化を図るため、平成14年度から表彰を実施している。

◇ 団体登録要件

本市において、再生資源（古紙、古布、びん、金属など）の集団回収を実施している10以上の世帯で構成されている住民団体。

◇ 奨励品等

古紙を回収している団体に対し、古紙の回収量に応じた古紙再生品（1.5円/kg相当）の支給を行う。回収量が1万kg/年以上の団体は、古紙再生品または奨励金が選択できる。

◇ 報奨金

登録団体一団体あたり年額 5,000 円

◎ 食品廃棄物等のリサイクルの促進

「食品リサイクル法」が平成13年5月から施行され、食品関連事業者に食品廃棄物の再生利用等の実施義務が課せられた。本市においては「食品リサイクル法」の啓発を目的として、平成16年度から、市役所本庁舎食堂から排出される食品廃棄物のリサイクルのパイロット事業に取り組んでいる。

◎ 特定非営利活動法人「ごみゼロネット大阪」との協働

「ごみゼロネット大阪」は、「大阪市廃棄物減量等推進審議会」及び「ごみ減量推進組織研究会」の提言により、市民・事業者・行政の3者が参加するごみ減量推進組織として、平成12年3月に設立され、大阪市域のごみ減量を推進することを目的として活動しており、平成13年3月には特定非営利活動（NPO）法人となった。

本市も「ごみゼロネット大阪」と大阪市域のごみ減量を目的として協働している。

2 産業廃棄物の減量対策

本市は、市域が狭隘なうえ市街地化が進み、最終処分場の確保が困難な状況にある。

このため、本市では、産業廃棄物処理対策の基本方針として減量化の推進を掲げ、また、処理指針などにおいても、適正処理とともに減量化を指導の重点として、排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物の発生抑制や資源化・再生利用、焼却等の中間処理による減量化の徹底を図っている。

◎ 多量排出事業者に対する指導

「多量排出事業者における産業廃棄物の処理に関する要綱（平成6年4月1日施行）」に基づき、多量排出事業者（年間の排出量が1,000トン以上または製造工程等の変更に伴い、予測排出量が年間1,000トン以上に増加する事業場）に対して、減量化対策を含めた長期処理計画の作成や処理実績報告書を提出させ指導を行ってきた。

平成12年6月の法改正で同様の多量排出事業者制度が規定されたので、整合性を図るため従来の要綱を廃止し、改めて「多量排出予定事業者における産業廃棄物の予測評価に関する指導要綱」を制定し、また独自に充実させてきた内容を盛り込み減量化、適正処理等の指導を行っている。

◎ 特別管理産業廃棄物多量発生事業者に対する指導

「特別管理産業廃棄物多量発生事業者における特別管理産業廃棄物の処理に関する要綱（平成7年9月1日施行）」に基づき、特別管理産業廃棄物を多量に発生若しくは発生予測される事業者に対して指導を行ってきた。

平成12年6月の法改正で特別管理産業廃棄物多量排出事業者制度（年間の排出量が50トン以上排出する事業者）が規定されたので要綱を廃止して、法に基づく処理計画書、翌年度に実施状況報告書の提出を求める等、減量化、適正処理等の指導を図っている。

◎ 建設業者に対する指導

大阪府下（本市、大阪府、堺市、東大阪市）が協調して「建設工事等における産業廃棄物の処理に関する要綱」を平成10年4月に制定した。これによって大阪府下に営業所を有する資本金3億円以上の建設業者に対して処理計画及び処理実績報告書の提出を義務付けるなど、適正処理対策の効果的な推進を図っている。

あわせて、平成12年6月に制定された法律による多量排出事業者制度が建設業者にも同様に適用されることから、市内現場から排出する産業廃棄物の合計が1,000トン以上となる建設業者に所定の計画書と報告書を提出させ、減量化対策等の指導を行っている。

◎ **産業廃棄物再生利用業の指定制度の活用**

資源化、再利用の推進を図るため産業廃棄物再生利用業の指定制度の活用を図っている。